

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-⑰)

別紙1

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	作成責任者名 (※記入は任意)		産業廃棄物課長			
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度		
1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	419	H19年度	423	27年度	-	-	-	423	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	52	H19年度	53	27年度	-	-	-	53	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	20	H19年度	13	32年度	-	-	-	18	-	-	13	第三次循環型社会形成推進基本計画
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 廃棄物処理施設整備費補助	15,340 (15,220)	8,997 (8,953)	12,294 (12,288)	5,564	-	<達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。 ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施するもの。 ・日本環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共圏による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保 ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図る。 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保	157					
(2) 廃棄物処理システム開発費	11 (10)	14 (5)	14 (5)	10	-	<達成手段の概要> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <達成手段の目標> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。	162					

(3) 廃棄物処分基準等設定費	94 (67)	68 (87)	55 (60)	117	2.3.	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。 	163
(4) 水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費	-	9 (12)	7 (14)	-	-	<p><達成手段の概要></p> <p>水銀廃棄物の最終処分技術の検討調査及びあるべき最終処分の基準の方向性について検討を行う。</p> <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀廃棄物の処分方法の基準策定 ・水銀廃棄物の処分に係るマニュアル策定 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現 	164
(5) 移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業	16 (0)	11 (10)	6 (6)	-	2.3.	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式廃棄物処理施設による課題と対応についての調査検討及び、施設基準の検討。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式廃棄物処理施設の共通・個別基準の策定 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式処理施設の基準を策定することによる、廃棄物リサイクルや有害廃棄物の適正処理の推進。 	165
(6) 産業廃棄物等処理対策推進費	22 (14)	22 (21)	16 (6)	13	1.2.3.	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出実態を調査。 ・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ。 ・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料作成へ寄与。 ・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料作成へ寄与。 ・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。 ・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成基本計画掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。 	166
(7) 産業廃棄物処理業優良化推進事業費	6 (1)	5 (1)	4 (2)	4	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者による適正処理の確保・推進。 	168

(8)	ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	96 (82)	72 (68)	50 (50)	44	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの機能強化及び、電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの推進を図る <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃排出事業者、処理業者の情報管理及び行政の監視業務の合理化を実現。 	169
(9)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	12 (12)	8 (7)	6 (196再掲)	6	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な技術を有する認定事業者数の増を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。 	170
(10)	PCB廃棄物適正処理対策推進事業	97 (104)	114 (108)	146 (215)	133	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 ・地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。 ・PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験評価数:8(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。 	171
(11)	PCB廃棄物対策推進費補助金	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)	4,900	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理費用負担能力の小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 ・日本環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及び原状回復のための費用を出資する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者に対する助成額の合計:約30億円(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。 	172
(12)	製造事業者と連携した循環産業形成支援業務	-	-	60 (47)	33	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出事業者、優良な産廃処理業者により構成されるフォーラムの開催等を行う。 ・優良産廃処理業者に関する情報発信を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム開催により、排出事業者と優良な産廃処理業者等によるコンソーシアムを形成する。 ・より効果的な情報発信を行うために情報発信サイトの改修を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者等と産廃処理業者の連携・協働を支援し、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成する。 ・産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃処理業者の中から優良業者を容易に選別して処理を委託しやすい仕組みを整備する。 	173
(13)	水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業	-	-	-	50	-	<p><達成手段の概要></p> <p>水銀に関する水俣条約発効後、水銀の使用用途が制限されることにより、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定されることから、これらの水銀廃棄物について、環境上適正な処理体制を確保する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固化技術の調査研究や処分場における環境影響調査等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法や最終処分の基準の方向性について検討を行う。また、我が国がリードする予定のバーゼル条約水銀廃棄物技術ガイドラインの更新作業に貢献するほか、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>水銀に関する水俣条約発効後の環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保することで、国民の安心・安全に資することができる。</p>	新26-030
(14)	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	995 (772)	775 (305)	818 (613)	1095	-	<p><達成手段の概要></p> <p>高効率熱回収や燃料製造などの廃棄物の焼却熱や廃棄物及び廃棄物由来バイオマスのエネルギーを利用する施設の整備に対して、施設整備費の1/3または1/2を上限として増嵩費用(追加的に生じる費用)を補助する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助し、先進的な事業の普及を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用エネルギーの有効活用とエネルギー起源CO2削減を進める地球環境の保全に資する。 ・熱回収等と省エネ化を一體的に促進し、CO2削減を加速させる。 	006

施策の予算額・執行額

18,189
(17,782)

11,595
(11,077)

14976
(14,806)

11,969

施策に関する内閣の重要政策
(施政方針演説等のうち主なもの)